

農産物ブランド化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県農業の生産振興等を図ることを目的として、山梨県農畜産物販売強化対策協議会（以下「協議会」という。）が実施する消費宣伝活動等に関する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。その補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 県産農産物の販売促進活動を通じたブランド力強化に関するもの
- (2) 農産物直売所を核とした販路拡大、プロモーションに関するもの
- (3) 新たな消費者の獲得に関するもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、協議会が実施する前条に掲げる補助対象事業に必要な経費とする。

(補助率)

第4条 補助率については、1/2以内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする協議会は、規則第4条の規定により、県が別に定める期日までに補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 協議会は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第2号様式）を協議会に送付するものとする。

(補助金の交付条件)

第7条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この補助金は、補助対象事業以外に使用してはならない。
- (2) 補助対象事業に要する経費の配分又は内容等を変更（中止、廃止）する場合は、変更（中止、廃止）承認申請書（第3号様式）により、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各事業経費相互間におけるいずれか低い額の20%以内を変更させる場合又は補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。
- (3) 知事は、第5条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入れ控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (4) 知事は、第5条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 協議会は補助対象事業が完了したときは、規則第12条の規定により、補助対象事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書きの規定により交付申請をしたときは、前項の規定により実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第9条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか調査

- をし、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（第5号様式）により協議会に通知するものとする。
- 2 知事は、協議会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から25日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、協議会の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
 - 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付）

- 第10条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは概算払いにより交付することができる。
- 2 前項の規定により、概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第11条 協議会は、補助対象事業完了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

- 第12条 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業終了の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱失効後も、なおその効力を有する。
- 3 富士の国やまなし農産物販売促進支援事業費補助金交付要綱は廃止する。

附則

- 1 この要綱は、平成31年3月31日から施行する。
ただし、この要綱の本則は平成31年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。
ただし、この要綱の本則は令和4年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年3月31日から施行する。
ただし、この要綱の本則は令和6年4月1日から適用する。